

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	森林破壊と自然資源の減少が農村部住民の暮らしを脅かしているサワナケート県において、土地利用計画と権利意識啓発を通じて、土地と自然資源の公正で持続的な利用・管理に関する村人と行政官の能力開発を支援する。 In Savannakhet province where deforestation and decrease in natural resources threaten livelihood of rural people, JVC builds capacity of villagers and government officials for equitable and sustainable use and management of land and natural resources through land use planning and awareness raising.
(2) 事業の必要性（背景）	サワナケート県中西部には平地部が広がっており、水稻耕作が盛んだが、東部は山がちで、畑作も多く行われている。貧困率は 32.0%と全国平均 24.8%よりも高い（ラオス計画投資省「2015 年国勢調査」）。本県は交通の要衝にあつて、その利便性から周辺国企業を中心に海外直接投資が盛んに行われている。同県の総面積の 52%は森林（2011 年：サワナケート県農林局）であるが、都市化、インフラ開発、産業植林、商業伐採や住民による小規模伐採、鉱山開発が森林破壊を促し、森林率は 2005 年の 60%から 8 ポイント減少（同県農林局）。森林の質も劣化し、河川水量の低下なども含む生態系への深刻な打撃が指摘されている。本事業対象地であるアサパントン郡は、同省が県内でも特に急速に開墾が進んでいるとしている郡の一つである。ピン郡においても産業植林のためや、ダム建設のための大型の土地収用が各地に見られる。 農村部のくらしは森のめぐみに支えられている。にもかかわらず、大型の開発案件は、しばしば村人との協議などの公正な手続きを踏まずに土地収用などを行っており、彼らの生活に影響を与えている。 JVC は 2009 年にサワナケート県での事業に着手し、ピン郡とアサポン郡で 30 村約 2,400 世帯を対象に森林保全と農村開発の事業を行ってきた。草の根のコミュニティとともに土地や環境の問題に携わる NGO が決して多くないラオスにおいて、それらの事業を通して農林局や法務局などに横断的に理解者を増やしてきた。また、ラオス政府も土地問題への取り組みを強め、法治国家を標榜するなど、協働のための土壌がこれまで以上に醸成されている。一方で、地方行政における汚職が横行し、それを正す法の統治や人権に関する意識啓発の不足から、地方行政官の能力強化は必須である。 このような状況を受けて、本事業では、これまで行ってきた住民への直接の働きかけに加え、事業による裨益の持続性の確保と将来的な面的広がりも視野に、農村部への出先機関である農業普及センターや農民学校の施設建設支援といったハードの支援も含めて行政官の能力強化に注力し、農村住民と行政官による、自然資源の公平で適切な利用と管理の実現を支援する。 事業の第 1 年目である 2018 年度上半期の成果については本年 11 月時点においても、より効果的な活動を行うための調査に多くが費やされてきた。現在これらのデータ分析を行い、目標達成のために

	より適切な活動内容を定める作業を行っている。衛星写真を使った村域や地形の把握などの結果は今後、2 年次にかけて共有林や魚保護地区の設置に活用される予定である。行政官に対する、住民による自然資源の管理や利用に関するワークショップは 5 月に 1 度、NGO 担当副郡知事や県農林局副局長、郡農林事務所長らの参加を得て行われた。引き続き年度内に各種ワークショップを開催し、2 年次以降に向けた素地の形成を図る。ピン郡農業普及センターは、工事が遅れているものの年内には完成、引き渡し、住民のネットワーク形成その他の活動に利用され始める予定である。 第 2 年時はこれらのデータを使って、乾季の井戸掘削を嚆矢として農業・農村開発活動や各種研修を行っていく。 ●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性 本事業は、「持続可能な開発目標(SDGs)」のうち、 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 1.4 2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 2.3 2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。 の内容に沿った事業である。 ●外務省の国別開発協力量針との関連性 本事業は、外務省の「対ラオス人民民主共和国 国別開発協力量針」における重点分野（中目標）のうち、(2) 農業の発展と森林の保全に沿った事業である。
(3) 上位目標	対象地域の村人と行政官が、土地と自然資源の公正で持続的な利用・管理に関する能力を増し、実践する。
(4) プロジェクト目標	・共有林もしくは魚保護地区の仕組みが整備される。 ・対象地域で適切な農業／農村開発活動が計画通りに実践される。 ・対象地域の村人と行政官の自然資源の管理・利用に関する知識および技術が向上する。

(5) 活動内容	<1：持続的な土地と自然資源の利用に資する活動> (1-1) 共有林の設置 村人が特に規則を策定して管理しながら利用したい自然資源がある場所に共有林を設置する。管理する対象は、樹木の場合もあればキノコなどの林産物の場合もある。共有林内では土地収用は困難になり、収用される場合でも通常以上の補償が想定できる。共有林は村域内の国立や県立の保全林・保護林の中でも、場所によっては設置可能である。また、周辺村との境界付近にそのような自然資源が存在する場合もある。こうした想定できる諸条件に鑑み、必要に応じて村境の測位と確定もするなどして、まず村の森林の全体像、そしてそこでの自然資源の利用状況を把握する。そしてそれらの情報に基づいて村人とともに適切な場所を選定し、規則を策定、地図も作成し、規則と地図も含めて行政の承認を得る。行政官の地図の理解向上や住民主体の自然資源利用・管理への理解向上の必要性に鑑み、協働を通じて主にオンザジョブ形式で能力強化を図る。過去に行った事業における設置では、共有林を利用する周辺村の範囲が想定を超えており、それらの村の人々には結果規則が順守されないケースがあったため、本事業では設置当初より利用する周辺村の把握の徹底に努める。 第2年次…設置作業を終え郡行政の承認を得る 規則策定を終え、地図と共有林の規則を記載した冊子に郡知事の承認を得、郡行政に行政文書として登録されたのち、地図と規則を記した大型の看板を村内に設置し、郡行政も参加する式典を実施する。 (1-2) 魚保護地区の設置 ラオス農村部の人々は、陸棲動物以上に天然魚から動物性たんぱく質を摂取している。村人が漁や水棲昆虫などの採集を行う河川において、特に彼らが保全したい場所に魚保護地区を設置する。特定の場所での禁漁に加え、漁業法でいかなる場所でも使用が禁じられているものの、一部の人たちが使用している爆発物や薬品他の不適切な道具の使用を、魚保護地区の設置をきっかけに改めて明確に禁止し、それを周知することに大きな意味があることがこれまでの経験から分かっている。行政官の住民主体の自然資源利用・管理への理解向上の必要性に鑑み、協働を通じて主にオンザジョブ形式で能力強化を図る。過去に行った事業における設置では、設置から事業終了までの時間が短く、事業期間内のモニタリングが十分でないケースがあったため、本事業では事業前半での設置のための体制、及び計画を整え、事業後半で十分なモニタリングを行う。 第2年次…設置作業を終え郡行政の承認を得る 規則策定を終え、魚保護地区規則を記した冊子に郡知事の承認を得、郡行政に行政文書として登録されたのち、地図と規則を記した大型の看板を設置し、郡行政も参加する式典を実施する。
-----------------	---

(1-3) 農業/農村開発活動

第 1 年次の調査活動の結果に基づいて、村人と話し合い選定した生計安定／向上のための農業/農村開発活動を実施する。

第 2 年次…第 1 年次に策定した以下の計画に則って活動を進める

対象村 10 村において各種農業技術研修を行う。各活動の対象村と対象世帯数は以下の表の通りである。

【アサパントン郡】

	ポンパン村	ファイ村	ナライコー ク村	ナライドン 村	ノンハン村
ラタン栽培	10 世帯	—	10 世帯	10 世帯	—
家庭菜園	6 世帯	6 世帯	6 世帯	—	—
果樹栽培	5 世帯	—	—	—	—
稲作改善	—	15 世帯	—	15 世帯	15 世帯
キノコ栽培	—	—	—	5 世帯	—
魚養殖	1 ケ所	—	—	—	—
小規模灌漑	1 ケ所	1 ケ所	1 ケ所	—	1 ケ所
家畜用 牧草栽培	—	1 ケ所	—	—	1 ケ所
牛銀行(※)	—	—	—	—	3 世帯
家畜(牛) 健康管理	6 世帯	6 世帯	6 世帯	6 世帯	6 世帯
家畜(ヤギ) 健康管理	4 世帯	4 世帯	4 世帯	—	—

【ピン郡】

	ニャン村	パシア村	ゲンサイ村	ファイシン 村	アラン村
ラタン栽培	—	—	10 世帯	10 世帯	—
家庭菜園	—	—	6 世帯	—	—
果樹栽培	—	—	5 世帯	—	—
稲作改善	—	—	—	—	—
キノコ栽培	—	—	—	—	—
魚養殖	—	—	1 ケ所	—	—
小規模灌漑	—	—	—	—	1 ケ所
家畜用 牧草栽培	—	—	1 ケ所	—	—
牛銀行(※)	—	—	3 世帯	—	—
家畜(牛) 健康管理	6 世帯	6 世帯	6 世帯	6 世帯	—
家畜(ヤギ) 健康管理	—	—	—	—	—

※牛銀行…原則として、まず JVC が母牛を農家に貸与する。生まれた子牛はその農家の所有とし、親牛は次の農家に回す。これを繰り返すこ

とによって、結果として対象世帯の所得（財産：牛）が向上するというもの。

なお、活動の対象となる世帯は一部重複する見込みである。また、これらの活動計画は村の状況や村人のニーズの変化に応じて、村人との話し合いを通じて変更する可能性がある。

＜2：公正な土地と自然資源利用に資する活動＞

（2-1）法律研修

土地法、森林法、投資促進法、労働法などの、土地問題や村人の生計に関する様々な法律、首相令、条例、国際条約など（以下代表して“法律”とする）、その中でも村人の権利に関するものを中心に、わかりやすいかたちで村人に説明する法律研修を行う。村長、長老、女性同盟、青年同盟他で構成される村の自治会メンバー（15～20名程度）を中心に、その他参加したい人すべてを対象とする。特に郡レベルの行政官の法知識向上の必要性に鑑み、まず法律担当のJVCスタッフによって、また必要に応じて外部講師を招いて行政官向けの研修を行い、次いで行政官とJVCのチームが講師となって、村での研修を行う。

法律研修には①共有林設置、魚保護地区設置など各村が行う活動に応じた研修、②法律意識啓発カレンダーを使用した研修の2つがある。

①はそれぞれの活動の根拠法と、それらに関連して土地収用に際しての意思決定方法や意見表明、補償に関する権利や紛争解決方法など、村人の権利に関わる法律を中心的に取り上げる。②はJVCが2010年の立ち上げより中心的に関わっている活動で、他のNGOや自然資源環境省などの行政側とともに、各年のカレンダーに取り上げるべき内容の策定に参加する。完成したカレンダーは共同制作物とされ著作権は存在せず、使用するNGOや援助機関が必要部数を申請して印刷料金を負担する。また、行政官を含めたラオス社会における法による統治に対する意識向上の必要性に鑑み、県や郡の行政官のほか、他のNGO、企業、そして中央から自然資源環境省の担当官なども招聘し、完成したカレンダーの発表会議を行い、中央の行政官によるプレゼンテーションなどを通じて法による統治に関する意識啓発を行う。土地問題などを扱うことから、過去には全ての関係者の積極的な賛同を得ているとは言い切れないと感じる局面もあったが、こうした協働を通じて行政官の理解を高めていく。

第2年次…①共有林・魚保護地区設置用法律研修、カレンダー発表会議、カレンダーを使用した研修を行い、次年度のカレンダー作りに貢献する

共有林・魚保護地区の設置完了に際して再度の法律研修を行う（行政官向け3日間ののち、6村で各3日間）。また、完成した2019年版カレンダーの発表会議を行ったのち、各村で②にあたるカレンダーを使用した研修を行う（行政官向け3日間ののち、10村で各3日間）。また、2020年度版カレンダーの内容策定に貢献する。

(2-2) ジェンダー研修

女性は男性同様に自然資源の利用に携わっており、男性と比べて破壊的な利用をする傾向が小さいとされるが、自然資源管理に関する意思決定に参加しないことも多いため、ジェンダー研修を行い、自然資源管理における両性の平等な参画に関する意識を啓発する。行政官のジェンダー意識向上の必要性に鑑み、まずジェンダーを専門に取り組む団体(GDA=Gender Development Association)から講師を招聘して行政官向けの研修を行い、次いで行政官と JVC のチームが講師となって村での研修を行い、共有林管理委員会における女性委員の確保や、規則策定における女性の参加の向上など他の活動における実践につなげていく。

第 2 年次…フォローアップ研修を行う

JVC と行政官のチームでフォローアップ研修(行政官向け 3 日間ののち、10 村で各 3 日間)を行い、第 1 年次に行った研修の振り返り、理解の確認とその後の村での実際の変化を確認する。

(2-3) 行政などへの働きかけ

草の根の声が政策に反映されることを目指して対象村における土地問題などのケーススタディを行う。ラオス語の冊子を発行するなど、できるだけ公式のチャンネルでの公開の道を模索する。

また、土地利用や自然資源管理における法による統治や住民の参加についての意識が、郡の事務所長クラス、NGO 担当副郡知事、県の課長クラスなどの間でも向上するよう、彼らも対象にしたワークショップなども行う。特に中央の政府関係者には改革の意思を持った関係者も多い。これまでサワナケートに拠点を置き中央とのパイプが弱い面があったが、徐々に関係は構築しており、本事業においては彼らとの協働を強める。

<3 : 事業成果の持続性確保と拡大に資する活動>**(3-1) 農業普及センター/農民学校支援**

建設を支援したピン郡農業普及センターおよびアサパントン郡農民学校を定期会議や研修の場として活用する。

第 2 年次…事業において活用する

対象村の定期会議の場として活用するほか、その他研修の場として、あるいは林産物の植栽などの農業活動の技術的拠点として、また両施設の担当官の能力開発の拠点として、事業において活用する。

(3-2) 対象村間の定期会議の開催

それぞれの村が活動の進捗、成果や課題を共有し、活動の質を高めるための定期会議を開催する。会議での議題はプロジェクトの活動に限定せず、村人が話し合いたい、共有したい議題を取り上げる。参加者は主に自治会メンバーを想定しているが、さらに数名の女性の参加を促進する。場所はピン郡では農業普及センター、アサパントン郡では農民学校で、頻度は 3 ヶ月に 1 回程度を想定してい

	る。通常は郡ごとで実施するが、年に 1 度は合同で開催する。 裨益人口 今次事業の直接裨益人口 ・ピン郡対象村 5 村の合計約 440 世帯、およそ 2,600 人、アサパントン郡対象村 5 村の合計約 970 世帯、およそ 6,700 人(本事業第 1 年次に収集した最新データに基づく) ・行政官約 30 名 村人の大多数が森林からの林産物の採集や河川での魚をはじめとした水棲動物の採集を行っており、共有林や魚保護地区の設置は村全体に裨益する。法律研修、ジェンダー研修については、自治会メンバー(村の規模によるが 15~20 名程度)を主な対象とするが、これら研修で得た知識に基づいた自然資源の利用と管理に関する適切な意思決定は対象村内に広く裨益する。 行政官については、サワナケート県農林局、アサパントン・ピン各郡農林事務所、県環境自然資源局、両郡環境自然資源事務所、県法務局、両郡法務事務所の現場レベルの行政官、並びに事務所長クラスを中心に計 30 名程度を想定している。 今次事業の間接裨益人口 ・ピン郡 24 村の合計約 1,500 世帯、およそ 10,500 人、アサパントン郡 35 村の合計約 5,900 世帯、およそ 39,300 人(2015 年国勢調査および本事業第 1 年次に収集した最新データに基づく) ピン郡農業普及センターおよびアサパントン郡農民学校を活用することによって事業成果の拡大を図るため、両施設の利用者が本事業の間接的な裨益者となる。ピン郡農業普及センターは同郡を 15 に分けた村グループの第 13, 14, 15 グループを管轄しており、3 グループに属する計 29 村から、直接裨益する対象村 5 村を差し引いた 24 村への間接的な裨益が期待される。一方、ピン郡の半分以下の面積であるアサパントン郡の農民学校は、郡内の全 40 村を対象としている。本施設での活動は、同郡全 40 村から直接裨益する対象村 5 村を差し引いた 35 村に、間接的に裨益することが期待される。 事業全体の直接・間接裨益人口 3 年間の事業を通じて、同範囲の村人・行政官を対象として成果の蓄積および深化が図られるため、事業全体の直接・間接裨益人口は今次事業と一致する。
(6) 期待される成果と成果を測る指標	◆期待される成果 1 (活動内容 (1-1) 共有林の設置および (1-2) 魚保護地区の設置) ・持続的な自然資源利用のための仕組みが作られ、村人によって適切に運営される ◇第 2 年次 指標 1 6 村で共有林、もしくは魚保護地区が設置され、行政に登録される(行政の資料) 指標 2 6 村での共有林、もしくは魚保護地区の設置に際して、村

	の伝統的自然資源利用状況を外部者にもわかる客観的な形で表現したデータが収集され、村人全員に共有される（完成した冊子） ◆期待される成果 2（活動内容（1-3）農業/農村開発活動） ・対象地域において、適切な農業/農村開発活動によって生計安定／向上が図られる ◇第 2 年次 指標 1 8 村で適切な農業/農村開発活動が第 1 年次に策定した計画通り実践される（活動記録） ◆期待される成果 3（活動内容（2-1）法律研修および(2-2) ジェンダー研修） ・対象地域の村人が、土地・森林、自然資源を守るために、自らが持つ法的権利や人権に関する知識を増す ◇第 2 年次 指標 1 10 村で 16 回の法律研修が行われる（活動記録） 指標 2 10 村で 10 回のジェンダー研修が行われる（活動記録） 指標 3 法律研修に参加した村の自治会メンバーの 70%が研修内容を理解している（研修直後のテスト） 指標 4 ジェンダー研修に参加した村の自治会メンバーの 70%が研修内容を理解している（研修直後のテスト） ◆期待される成果 4（活動内容（2-1）法律研修および(2-2) ジェンダー研修） ・対象地域の行政官が、土地・森林、自然資源の公平な利用と管理に関する法的義務や人権に関する知識を増す ◇第 2 年次 指標 1 2 回の行政官向け法律研修が行われる（活動記録） 指標 2 1 回の行政官向けジェンダー研修が行われる（活動記録） 指標 3 法律研修に参加した行政官の 80%が研修内容を理解している（研修直後のテスト） 指標 4 ジェンダー研修に参加した行政官の 80%が研修内容を理解している（研修直後のテスト） ◆期待される成果 5（活動内容（2-3）行政などへの働きかけ） ・中央を含めた行政官が、住民主体の土地・森林、自然資源の利用・管理に関する知識を増す ◇第 2 年次 指標 1 県の課長クラス、NGO 担当副郡知事、郡の事務所長クラスがワークショップに 2 回参加し、その内容を理解している（聞き取りによる確認） 指標 2 公式なチャンネルを通じて、草の根の事例が中央に 1 回届けられる（活動記録） ◆期待される成果 6（活動内容（3-1）農業普及センター/農民学校支援）
--	---

	・農業普及センター／農民学校が拠点施設として機能している ◇第2年次 指標1 農業普及センターの会議スペースが活動において10回活用される（利用記録） 指標2 農民学校が活動において10回活用される（利用記録） ◆期待される成果7（活動内容（3-2）対象村間の定期会議の開催） ・村人同士のネットワークが形成される ◇第2年次 指標1 JVCとの活動や村の問題について話し合う対象村による定期会議が4回開催される（活動記録） 指標2 定期会議以外の場でも対象村同士が自主的に話し合う事例が見られる（聞き取りによる確認）
（7）持続発展性	当事業は直接の契約相手であるサワナケート県農林局及び郡農林事務所を中心に、その他多くの関係行政機関と共同で実施され、協働する行政官の能力開発も事業の一部である。例えば法律研修などの活動では、まず行政官に研修を行い、JVCスタッフと行政官が講師チームとなって各村で研修を行う。事業終了後は県・郡行政が技術面や投入に関してフォローアップを行い、住民をサポートしていくと共に、フォローアップのために必要な機材の維持管理も行う。同時に当事業は住民への直接の働きかけの部分も大きく、事業終了後は主な活動はそれぞれの住民に引き継がれ、彼らによって実施される。活動を行う際には、村長を中心としたすでにある村の組織を活用しつつ、委員会組織など、責任体制を確立し、事業完了後の持続性の確保を図る。